

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 藤寿会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 藤寿会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬及び費用の額)

第 2 条 役員等の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

2 理事長及び常務理事（業務執行理事）の報酬は、別表 1 のとおりとする。

3 役員等の出席報酬（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査等）は、別表 2 のとおりとする。

4 役員等が、理事長及び常務理事（業務執行理事）に命を受けて、法人業務のための出勤及び出張した場合の報酬は、別表 2 のとおりとする。

5 役員等の賞与及び退職金については支給しない。

(旅費等)

第 3 条 役員等が、第 2 条の各項により出勤及び出張した場合の旅費等については、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 06 月 24 日より施行する。

附則 この規程は、平成 31 年 04 月 01 日より施行する。

別表 1 (第 2 条、2 項関係)

	勤務形態	月額報酬	旅費等
理事長	常勤	1,000,000 円	役員会等への出席、法人業務のための出張等の報酬は支給しない。ただし、旅費等については、実費相当額を支給する。
	非常勤	700,000 円	
常務理事 (業務執行理事)	常勤	1,000,000 円	
	非常勤	500,000 円	

別表 2 (第 2 条、3 項・4 項関係)

理事

	日額報酬	旅費等
理事会への出席	20,000 円	実費相当額を支給する。
法人業務のための出張等	20,000 円	実費相当額を支給する。

※ただし、理事の内、当法人の職員を兼務する場合、日額報酬は支給しない。

評議員

	日額報酬	旅費等
評議員会への出席	20,000 円	実費相当額を支給する。
法人業務のための出張等	20,000 円	実費相当額を支給する。

評議員選任・解任委員

	日額報酬	旅費等
選任・解任委員会への出席	20,000 円	実費相当額を支給する。
法人業務のための出張等	20,000 円	実費相当額を支給する。

※ただし、委員の内、当法人の職員を兼務する場合、日額報酬は支給しない。

監事

	日額報酬	旅費等
理事会・評議員への出席	20,000 円	実費相当額を支給する。
監事監査への出席	50,000 円	実費相当額を支給する。
法人業務のための出張等	20,000 円	実費相当額を支給する。

※なお、月額・日額報酬については、源泉徴収税額表に基づいて計算し支給する。

別表 3 (第 3 条関係)

旅費等について

※旅費の種類は、鉄道賃・船賃・車賃・航空賃等とし、実費相当額を支給する。

※宿泊料については、下記のとおりとする。

宿泊料 (1 日につき)		
四国内、その他	関西地区	関東地区
実費相当額 ただし、上限 15,000 円	実費相当額 ただし、上限 20,000 円	実費相当額 ただし、上限 25,000 円